

取扱いの結果本日日をえつて会期とするのか適当ではな
いかということに決定しましたのでよろしくおぼさきの御積
同をお願いいたします。

一議長(石川信義) 会期につきましてはただ今委員長が報告されました
通り本日一日と決定致したいと存じますが御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 日程第二会議録署名議員の指名について
署名議員の指名は会議規則第九十二条の規定により議長より
指名いたします。

四番 高橋 彦 市

五番 有 藤 博

六番 高水 惣 八

以上三名の方にお願いいいたします。

一議長(石川信義) 日程第三 契約締結同意方について議案第一号を
議題に供します。

事務局長をして議題の朗読をいれさせます。

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明をいれさせます。

一助役(川瀬金吉) 議案第一号の契約締結同意方の御説明を申し上げ
たいと存じます。本件については去る十月二十八日の議会をえ
ち事業議決あるいは執行議決の第三回の追加更正予算
であります。これに基きます。熊川の排水路の工事で
ございます。詳細については当時申し上げてありますの
で略させていいたが長いと思ひますがその二に分
けたいであります。これはその一からこれは通したえの
であります。が国庫補助、都の補助等の関係がございまし
て期日が三月三十日に限っているという関係からいれまして

オニとオニにわりまして二つの業者に分けて施行したいと
いう意味ありかと申し上げましてその一とその二に分け長
のであります。その一方は都居住定のわきからオニ小
学校の東の所までをその一の工事として長したのでありま
す。それは何れも管渠木工をえつてソ長しまして六百尺の
管あるいは八百尺九百尺の管というように逐次太くなつ
ておるわけでございます。六百尺管にソつては三百八十一米
八百尺にソつては九百七米九百尺にソつては喬松之米喬ノと
いうような距離になつておるわけであります。これを
十月二十五日に五社によつて入れいたしましたところ七百九
十尺四をえつて鈴木組に落れとなつたわけであります。
その二の方は同日鈴木組を除いた四社をえつて入れをソ長し
ましたところ田村建設の八百尺四によりましてその二の方
が落れいたしましたのであります。その二の方と申しますのは

オニ小学校の東よりいわゆる熊川神社を通りまして旧道を
通りまして下の道に出るわけでありましたがこれは百尺管
が百八十四、九米、それから百尺の管が百九十四、四米というよ
うな距離になつております。

十月二十五日に入れをいたしましたところ、かような落れを見長わけで
ございまして、後契約を結んでございますので、御同意を求め
まして、本契約をいただきましたと、かように存する次第であり
ます。宜敷くお願いいたします。以上でございます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

議案オニ号は原案通り可決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます)

よつて議案が号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程第四 福生町の一般職員給与に關する条例の一部

を改正する条例に就いて議案が二号を議題に供します)

事務局長をして議案の朗読をいたさせます)

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます)

一助役(猪俣俊夫) 議案が二号の福生町の一般職員の給与条例の改正案に就いて御説明申し上げます)

本町におきましては、一昨年の十月、國家公務員の給与改定に準じまして、職員の給与ベースの引き上げを実施いたしましたのでありますが、その後諸物価上昇がいちじるしく政府におきましては人事院の勧告にえとづきまして、今回は中

堅職員以下の下級職員にウェイトを置きまして、昨年の十月に溯つて最度の給与改定を実施いたしましたので、本町におきましては政府の指導方針に従ひまして、本案記載の通り平均九パーセントの職員のベースアップ、通勤手当の新設、日直、宿直手当の増額等の措置を講ずる必要を認めまして、本案を提出した次第であります)

条を追つて申し上げますと、まず第一、四条及び四条の關係では職員に支給いたします、手当等の種類の別記してあります、中に今回新設いたそうとする通勤手当を加えますと、次に次のように新たに通勤手当への支給に關する条項を加えて、全職員にその通勤の事情に依りて月額、最低三百円から最高六百円までの通勤手当を支給いたそうとするものでございまして、本件を実施いたしますための諸用財源は、一カ月間に約七万円程度に

あいなるわけであります。次の第十五条の二、それから第十五条の三の關係は期末手当と勤勉手当に關する条項の改正でございまして、都の指導と昨年の暮に議會で御議決をされた長線に基きまして、その支給率を本案のよう改正しようとするものであります。

次の第十五条と第十五条の改正は、職員の日直宿直手当をそれぞれ一回につけて五十円づつ増額しようとするものでございまして、これに用います。主要財源は一月七千円から、と相なる次方でございます。尚、その次が別表即ち職員の給料表の改定でありまして、冒頭に御説明申し上げました通りの事情から、今回は最高が十五パーセント最低が六パーセント平均九パーセントのベースアップを政府の方針にしかね下給職員に重きを置いて実施しようとするものでございまして、これにより用います。諸用財源は期末

手当等を加えます。と一月平均三万円程度に相成る予定でございまして、尚、今回の給与ベース改定とい長しまして、高校卒業の新規採用者初任給は本俸で申し上げると従来八千三百円であつたのでございまして、これが九千五百円に大学卒の場合には本俸が一万二千円で採用して、かつたのであります。が採用することに、実際問題と云長しまして、大学卒業者は最近新規採用者はおりませんが、大学卒の場合だと一万二千円から一万三千二百円にアップされるわけでございまして、

最後の附則では、本件の実施時期等を定めようとするものであります。カ、項におきまして、給料のベースアップは三十六年の十月一日に溯つて、勤勉手当は昨年の十二月十五日、賞与を支給した日に溯ぼる、通勤手当は本年の一月一日から、なお日直宿直手当は新年度から実施しようとする。実施期日

をうたふたえのであります。それから附則のオ三項を十月
一日以降今までに職員に支払われまして給与を改正条例
によります。給与の打払いと見なす。おねを規定いたそう
とするえのであります。以上で御説明終了します。か本案
につきましては翌日の総務委員会における慎重な予備審
査をお願いして御了解を得て職員は十月日に糊つてベス
アップであるところからその条例が可決いたします。と差格
の支給を行なうわけであります。この差格の支給が一
日早からんことを職員全員えこい願つておりますので
慎重御審議をいたしまして議運の委員長の御報告
の通り即決をお願いいたします。と思ひます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

一議長(石川信義) 御意見ないのと認めます。
質疑を終結いたします。

東京都西多摩郡福生町役場

お諮りいたします。議案ガ三号は原案通り決するに御異
議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます。よつて議案ガ三号は原
案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程ガ五福生町时会に関する条例の一部改正について
議案ガ三号を議題に供します。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案ガ三号の福生町时会に関する条例の改正について御
説明申し上げます。

今回武蔵野地区に建設されまして都営住宅の三〇八戸につきま

しては本日一月十日に入居家屋の抽薦を行ないまして
十八日に入居手続きをしなければならぬことに相成つ
ておりますがこれに揃えまして現任の武蔵野町会を
本案記載の通り武蔵野が一町会及び武蔵野が一町会
にすべく本案を御提案申し上げられた方であります
なほ新しく武蔵野が一町会の区域を定めることにあたり
ましては関係の武蔵野、鍋ニ熊牛の三町会長の御意見を
十分お聞き取りしまして、いづれも御了解を得ましてその
後、総務委員さんのお集りの際総務委員さんにも町会長さん
の御了解を得てあるからということ及び総務委員さんの御了解
を得ておたつてあります。その後武蔵野地区の数戸
の居住者の方が反対してゐるということを西村議員さんから
お聞きしてびっくりしたのでありますがいずれにしても
一月十八日に都選決定の三々八戸の入居者が入居手続きを

有テ町会の区域の決定とつたものはむづかしい問題であり
ましてなかなか全部の居住者に御満足のつくということ
は難しいと存じますが慎重本案の御審議をいただき、原
案を御可決下さるようお願い申し上げます。

一議長(石川修義) これより質疑を行ないます。

一三番(西村光人) ただ今理事者から新武蔵野町会の説明があつた
のであります。その過程につきまして理事者からは総務
委員会のとられた審議経過については批判するのではあり
ません。ただ三町会の申し合わせと地元の方々の同意
が発生したのであります。町内会長独断でよめにな
つたのが各家庭から出ております。その町内に共有財産が
ございます。そういう問題につきまして細部に
渡つて町内で六日八日九日の三回に渡つて集会を開いて
審議を行つたのであります。武蔵野とつては今まで

に山下議員ですがすでにある町会を百三十で一町会をなして
してあるところもあるし五百、六百戸で一町会をなして
いるところもあるのでそういうこととを合わせて十分を考
えの上で付託されたい委員会でも御審議をお願いしたいと存
います

二十三番(大塚健郎) ただいまの議案の関係ですが十四番議員からの
発言については簡単に町会の改正ということと同時に
うということとは現段階といたしましては困難であらうと思
います。しかしまして本件については総務委員会はともかく
これを合同した場合においてはまあ三月三月では当然
然でできない問題である。都庁指定の関係については長
に条例をきめて作りませんと色々な行政面にきずい点があ
りますのでそういう点は今の議案の付託をお願い全般
の問題は全般的な問題として前回の議会でも申し上げた

ような方法で行つていただくのかまうに私は思っています
議案に付して総務委員会として私共正式の総務委員会終
了後理事者からお話しがあつたのであります。その前に
そうした関係で皆さんのお手元とに配布されている以外の
図面が総務委員会に出されたのであります。総務委員会
としてはその関係に付しては牛込、鍋、武蔵野町会の町会
さんが御了承願ふなければこれではよろしいではないかと
うな点を総務委員会としては申し上げたのであります。そ
の後理事者が各町内会長さんとの折衝の結果このように以
そのお手元とに配布しましたように改正していただくのと
そういうような関係が生まれただけで総務委員会の皆さん
としては町内会に異論がなければよろしいだろうと、か
な経過をすべきであります。それで総務委員会としては十分
地元の意向を入れておると思いますが矢張り十四番議員からお話

しか出ましたようにまず各人にとりていつていつたという関係あり
ますので将来のこうした町内を分けるにはやはり京葉の
ような方針をとらざるを得ないかという関係とかあるいはそ
の他の細かい点について住民の方々が納得するよう更に
総務委員会として先あらうゆる面から審議をしこういつた
点にお願いをして同時に決定したうよろしいとかまうに考
えますので本件については総務委員会に付託は異議ありま
せん

一議長(石川信義) これにて質疑を終了いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします

議案第百四号は総務委員会に付託し詳細な審議を行ない
たいと存じますがこれに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。さう決定いたします

審査を行なつて参りました

う決定いたします

37. 1. 10 第1回
予算外委員討合

一議長(石川信義) 休憩前に引き続き会議を開きます

日程第六、建物買収について議案第百四号を議題に供します
事務局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 議案第百四号の建物買収について説明申し上げます
本案につきましてはすでに町長から御報告申し上げてあり
ます通り大久保議員が非常なお骨折りになられました